

## 学校感染症と出席停止について

下記は学校保健安全法施行規則で定められた学校感染症です。児童・生徒が感染症に罹患した場合、出席停止扱いになります（出席停止期間は出校許可書の提出により欠席とはなりません）。医療機関にて診察を受け、回復して出校する時に「出校許可書」をご提出下さい。

### 《学校保健安全法施行規則に定められた学校感染症》

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1 型、H7N9 型）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、中東呼吸器症候群	治癒するまで
第 二 種	①インフルエンザ ②百日咳 ③麻疹（はしか） ④流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ⑤風疹 ⑥水痘（みずぼうそう） ⑦咽頭結膜熱 ⑧新型コロナウイルス感染症 ⑨結核 ⑩髄膜炎菌性髄膜炎	①発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで ②特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで ③解熱した後 3 日を経過するまで ④耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで ⑤発疹が消失するまで ⑥すべての発疹が痂皮化するまで ⑦主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ⑧発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで ⑨⑩症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 *その他の感染症	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

\*その他の感染症：必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第3種感染症として措置をとることができる。

溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎